

一、上京ハ少損了、下京ハ四条町事外相損了、以上二百八十  
 余人死也、東之寺其瓦フキハ崩了  
 一、禁中ハ少ニ相損也云々

### 文政の大地震

本朝地震記 文政十三年「一八三〇」七月二日  
 浮世の有様 七月二日、朝より一天晴にあらざくもるにあらざ、俗にあぶ  
 ら照といへるけしきにて、蒸炎昨日に増り、凌ぎ難かりしが、  
 漸くに七つ頃（午後四時）となれば、やがて暑氣も少しはさ  
 るべき也とおもひ居たる折から、雷声のごとき虺々（くわい）  
 とひびくと等しく、夥しく地震出ず、是はいかにと、衆人お  
 どろく間もなく、引続たる大地震、見る見る家威の震動する  
 事、宛も浪のうちまたがるごとく、（中略）宝曆のむかし  
 はいざ知らず、八十年来珍しき事なりけり、扱京都の人家或  
 は倒、また柱ゆがみ、天井おち、或は竈の壊たる尤も多く、（中  
 略）凡京中の土蔵に一ヶ所として満足成はなく（中略）京都  
 の人家大小とも破損せざるなければ、急に其修理をなさんと  
 すれども、大工・左官はもとより手伝人歩（夫）にいたる迄、  
 迎も家々に充る事かたければ、やういに出来らず、適々来る  
 といへ共、一日来れば二日来らず、二日かかれば五日休むが  
 ゆえ、修理も全からず

### 地震の季節

兎園小説拾遺 文政十三年「一八三〇」  
 別して上京、西山辺、嵯峨桂川つづき、伏見辺荒れ強く前代  
 未聞の事

### 弘化・嘉永の世情

安達清風日記 嘉永七年「一八五四」閏七月十四日  
 京師は量軽き方に候乍、土蔵石灯笼類の全きものは無之候

### 弘化・嘉永の世情

安達清風日記、 嘉永七年「一八五四」十一月  
 若山要助日記 此度之地震殊に甚敷、京師も余程之地震にて、主上近衛公之  
 邸に御遷坐、大坂も高潮

## 火 災

### 京内の構成と町の発達

日本後紀 大同三年「八〇八」十月八日  
 左衛士坊に火を失し、百八十家を焼く、物を賜うこと差あり

### 京内の構成と町の発達

続日本後紀 承和六年「八三九」閏一月十五日  
 織部司織手町災す、百姓の廬舎数烟を焼く

### 京内の構成と町の発達

続日本後紀 承和六年「八三九」四月十五日  
 左馬寮国飼町に火つつけり、其の熾、中院細殿の上に飛落す、  
 撲滅するなり

### 京内の構成と町の発達

続日本後紀 承和八年「八四二」七月六日  
 左兵衛府駕輿丁町の西北角、火を失し、百姓の廬舎卅余烟を  
 焼損す、行人を駆せ追ひ撲滅せしむるなり

### 京内の構成と町の発達

続日本後紀 承和九年「八四二」七月十九日  
 左京（木脱カ）工町に災す、廬舎廿烟を燻く

### 京内の構成と町の発達

続日本後紀 承和十四年「八四七」八月二十一日  
 西京衛士町災す、百姓廬舎卅余烟を焼く

### 京内の構成と町の発達

続日本後紀 嘉祥元年「八四八」六月二十八日  
 右衛門南町の民家に火を失し、延きて数十烟を焼く

### 京内の構成と町の発達

文徳天皇実録 天安元年「八五七」八月二十七日  
 右近衛舎人町に火つつけり

### 京内の構成と町の発達

日本三大実録 元慶元年「八七七」十一月二十一日  
 左衛士居坊に火つつけり、延きて七家を焼く

### 京内の構成と町の発達

日本三大実録 元慶三年「八七九」八月三十日

西京一条に火つけり、延きて十余家を焼く

と云々

### 京内の構成と町の発達

日本三大実録 元慶五年「八八二」一月二十七日  
夜、東京に火あり、延きて人居六家を焼く

### 京内の構成と町の発達

御堂関白記 長和五年「一〇一六」七月二十一日  
丑の終許、東方に火あり、(中略)即ち行き向うに、一屋をも遺さず焼亡す、凡、土御門大路より二条北に至る五百余家焼亡す

上辺・下辺  
殿曆 康和四年「一〇二二」五月二十二日  
寅の剋許、檢非違使等来る、下辺りに火事あり

### 京内の構成と町の発達

日本三大実録 仁和元年「八八五」十二月二十七日  
西京二条に火を失す、延きて二百余家を焼く

### 京内の構成と町の発達

日本紀略 万寿四年「一〇二七」一月三日  
今日、法興院、安養院等焼亡す、火、中御門大路、富小路より起こり、千余家焼亡し了んぬ

### 都城制の変質

殿曆 康和四年「一〇二二」五月二十二日  
寅の剋許檢非違使等来たる、下辺りに火事あり、職事盛家、之を申す

### 京内の構成と町の発達

日本三大実録 仁和二年「八八六」八月十二日  
西京の衛士の居する所の坊、火を失す、延きて百余家を焼く

### 京内の構成と町の発達

小右記 長元四年「一〇三二」七月七日  
丑の時許、近江守行任の領宅焼亡す 富小路以西、上東門大路以北、世に御倉町と号す、是、元故入道大相家の領なり

### 市町と御倉町

中右記 康和四年「一〇二二」三月二十八日  
晩頭、大宮権大夫(藤原季仲) 五条東洞院家焼亡す、是、近江守隆時朝臣と同宿の間なり、放火と云々、家中の雑物・文書等一物も残らず、江州五倉、皆以て煨燼たるなり

日本紀略 延喜十四年「九一四」五月二十一日  
未の刻、東京一・二両条に大焼亡あり、舍宅六百十七烟、入道三宮、小野宮、東洞院宮等なり

### 乱世の兆候

百練抄 承暦三年「一〇七九」十二月  
去年(承暦三年)十二月以後、主上院宮、火事に逢わしめ給うこと十三所、希代の事なり

### 市街の新展開

中右記 康和五年「一〇三三」十一月十六日  
下渡りに焼亡所あり、驚き乍ら車を飛ばして馳せ帰るの処、火、五条坊門・室町より起こり、五条、東洞院西辺の四、五町程の数百家が已に煨燼たり、靈驗所因幡堂并に祇園大政所、各焼け了んぬ

### 京内の構成と町の発達

権記 寛弘八年「一〇一一」十一月四日  
夜半許、上東門の南、陽明門の北、帯刀町の東、西洞院路の

### 乱世の兆候

扶桑略記 承暦四年「一〇八〇」二、三月  
今年(承暦四年)二、三両月の間、東京人家多くもって焼亡

西 鷹司小路より北は、件の大路の東に同じ 焼亡す、都て七百余家

**都城制の変質**

中右記 長治三年「一一〇六」一月二十三日  
夜に入りて、下渡りに小焼亡所あり

今夕、京都方に当り、焼亡す、寺僧之を所見すと云々

**市街の新展開**

本朝世紀 久安四年「一一四八」三月二十九日  
火、三条末河原辺りの小屋より出来ず、数百烟を焼失す、祇園宝殿并に三面廻廊・舞殿・南門を延焼す

**市街の新展開**

中右記 嘉承二年「一一〇七」十月十四日  
亥の時許、大炊御門東朱雀河原の小屋、二条に及び焼亡、人家数百宇煨燼となる

中右記目録 天治二年「一一二五」十二月五日  
京中大焼す、三、四、油小路東、河原以西の九十余町を焼く、六角堂焼亡す

**市中景観の変貌**

山槐記 保元三年「一一五八」九月五日  
今夜、八条坊門町火事、朝隆卿母堂故讀岐宣旨の家と云々

**市街の新展開**

殿曆 天永三年「一一一二」九月二十八日  
此の間南方に焼亡あり、四、五町許焼けたんぬ

本朝世紀 久安元年「一一四五」十月十三日  
三条町焼亡す

**市中景観の変貌**

玉葉 安元三年「一一七七」四月二十八日

**市街の新展開**

中右記 元永元年「一一一八」閏九月二十三日  
申の時許、七条堀川の小屋焼亡す、西風大いに吹き、東洞院辺りに及ぶ、新大納言七条家并に能仲朝臣宅煨燼となり、已に十余町に及ぶ、七条の南北の屋多く以て焼けたんぬ

**市街の新展開**

本朝世紀 久安二年「一一四六」三月十八日  
今日未の剋大風、五条京極辺りに失火あり、四条以南五条以北、東洞院以東川原以西併せて焼失す、民部卿頼頼卿家・拾遺納言成通家・兵部大輔時信家・清泰家・紀伊守雅重家・少将公親家・忠意家・故主税頭重忠屋・摂津守親忠屋・前馬助忠正宅・故泰仲朝臣宅、皆其の中に在り

**市中景観の変貌**

中右記 元永二年「一一一九」三月二十一日  
鶏鳴の間、下渡りに焼亡の所あり、人馳せて云く、民部卿の新造六角東洞院の一町家なり、東西の対、東西の中門法の如く一町の作りなり

**市中景観の変貌**

清辨眼抄 久安二年「一一四六」十月十四日  
丑の時、焼亡あり、三条以南、四条町辺りなり

**市中景観の変貌**

中右記 保安元年「一一二〇」七月五日

**市中景観の変貌**

本朝世紀 久安四年「一一四八」三月六日  
火、四条油小路より出づ、六条堀川に至り、東西洞院の卿士・大夫の宅、民戸等数千戸焼亡す

玉葉 安元三年「一一七七」四月二十八日  
亥の刻、上方に火あり、樋口富小路辺りと云々、曉更に人告げて云く、夜前火猶未だ消えず、京中の人屋多く以て焼亡し、已に内裏閑院に及ぶと云々、余、騒ぎ起こり之を見るに、火勢弥盛んにして、其の焰乾の方に靡き、閑院危あらん歟、然り而うして疾厚きに依て相扶くこと能わず、人を遣わして実否を見せしむ、帰り来りて云く、閑院に於ては免がれたんぬ、然りと雖も火勢熾盛にして、禁中は大途焰下たり、仍て忽ちに正親町東洞院の（藤原）邦綱卿の第腰輿に駕す、閑白、馬に乗りて西洞院面の西門より出御と云々に幸す、中宮同じく渡り給う、糸家に乗ると云々子細、追て尋ね記すべし（中略）  
焼亡の所々  
大極院已下、八省院、一切を残さず  
会昌門、応天門、朱雀門、神祇官、八神の御正体焼失す、民部省、  
凶帳倉は焼亡せずと云々主計寮、主税寮、式部省、真言院、両界曼陀羅、同じく以て焼亡す主水司、大膳職、大学寮、孔子の御影は之を取り出し奉る勸学院等と云々

## 公卿の家

関白、錦小路大宮内大臣、源大納言、西京に在りと云々已上三人は當時彼の家に居住せざるなり二位大納言、三条西洞院中宮大夫、二位中将已上は四条大宮、町内両方に住むと云々藤大納言、三条油小路藤中納言、綾小路西洞院別当、三条堀川源中納言、三条猪熊堀川宰相、綾小路堀川大宮権大夫、西京に在り、不住の家なり左大弁、六角大宮五条大納言、二条油小路直廬なり  
已上公卿十四人と云々

此の外、殿上人已下、幾多を知らず、凡、東は富小路、南は六条、西は朱雀以西、北は大内、併せて以て焼亡す、古来未だ此の如きの事あらずと云々、炎上の中間、辻風度々吹き来る、雑人等迷惑し、多く以て焼け損すと云々、五条以南の火烟、八省諸司に及ぶの条、未だ曾てあらず、未だ曾てあらず、凡、余焰の体たらく、直なる事に非ざらん歟

## 市中景観の変貌

玉葉 治承二年「一一七八」三月二十四日  
夜に入りて焼亡起る、七条高倉西より、朱雀南北五、六十町に及ぶ、殆ど去年の災に類すと云々、公卿の家多く此の難に遭うと云々

## 洛中の再開発

三長記 建仁元年「一一〇一」七月十八日  
辰の刻許、炎上あり、三条町の東西一町、南北一町が塵と化す

## 洛中の再開発

猪隈関白記 建仁元年「一一〇一」七月十八日  
早朝、南方に火事あり、皇居の近辺と云々、(中略)今日の火事、六角町の辺りと云々、下人の小屋と云々

## 公家邸宅の衰亡

百練抄 建仁元年「一一〇一」九月二十九日  
今夜市屋序并に近辺の小屋等焼亡す

## 洛中の再開発

名月記 建仁二年「一一〇二」三月一日  
子の時許、四条町に火四町あり、五条院なりと云々

## 京中の武士

百練抄 建仁三年「一一〇三」十月二十九日  
未の時許、六条坊門高倉辺りより焼亡出来し、河原院并に鎌倉前右大将(源)頼朝卿亭に及ぶ

## 洛中の再開発

名月記 元久二年「一一〇五」一月十日  
昼南方に火あり、久しくして滅せず、六条坊門町より、六条烏丸中院通光卿に及ぶ、西の築垣覆焼し、(藤原)教成卿の宅焼く

## 洛中の再開発

猪隈関白記 建永二年「一一〇七」九月二十日  
夜に入りて南方に火事あり、二条町辺りと云々、二条町、卿

二位家、冷泉町中宮第等焼亡すと云々、件の両所許と云々

## 公家邸宅の衰亡

猪隈関白記 承元二年「一一〇八」九月二十八日条  
去る夜半、西方に火事あり、或る人云く、朱雀門焼亡すと云々、人を以て見せしむるの処、一定すと云々、鎖し了んぬ、大夫史国宗来りて云く、朱雀門并に内門東築垣廿間許、同じく西築垣卅余間焼亡し了んぬといえり、火の起りは失火と云々、尋ね記すべし、或る説に彼の門上に唐鳩栖むの由其の聞えあり、仍て院より之を遣わし取らるの間、人多く松明を取り彼の門上に昇るの間、失火すと云々

## 公家邸宅の衰亡

猪隈関白記 承元二年「一一〇八」十一月二十七日  
子の時許、南方に火事あり、下人云く、皇居開院近辺と云々

## 洛中の再開発

名月記 元仁二年「一一二五」三月十一日  
秉燭以後南方に火あり、遠からず、車を冷泉に送る、雑人婦りて云く、少将弁辻子の内の火なり、当時西に赴くも久しく滅せず、甚だ不審の間、火滅し了んぬ、雑人等帰り来る、辻子の内湯屋より出で、南に赴き二条に出で、室町を渡らず、東洞院に出でず

## 市街の周辺地域への拡大

名月記 嘉禄二年「一一二六」十月六日  
曉鐘の程北方に火あり、出雲路道祖神舎屋相連なり空地なし、

北方殊に恐れ思うの間、無為に滅し了ぬ

### 公家邸宅の衰亡

百練抄 嘉禄三年「一二二七」四月二十二日

斎宮(利子)東河に禊し、左近府に入御すべきなり、然る間未の剋に火あり、土御門町辺りなり、東風頻る吹き、火延きて大内に及ぶ、承久回祿の後、僅かに新立の殿舎檜皮を葺き捧屋を敷くも、皆以て灰燼たり、外記斤余焰を免ると雖も、結政南所已に焼け了ぬ、遷都以後未だ焼けざるの所なり、大内半ば作ると雖も、炎上の後廢朝あるべき哉否や予議あり

### 公家邸宅の衰亡

名月記 寛喜二年「一二三〇」五月二十四日

坤の方に火光あり、隣里寂にして音なし、扶起して望見す、火已に程を経る歟、方角遠しと雖も不審に依て、下人を以て見せしむ、一条大宮より歸りて云く、大宮以西の火なり、雜人説くに、嘉陽門院亡ぶと云々、末代適作る透渡殿の家已に断絶歟、是京中の運尽きるの故歟、定めて遷御すべきの所なき歟、僅かに彼の亭を以て御住所となし、年始に御簾を改めず敷設するの由、年々伝え聞く、(藤原)忠信卿入道、又春よりに京し、彼の御所の北故左大臣殿彼の屋に躰じ給うに居住するの由、一日之を聞く、榮華の遺跡滅亡の時歟

### 洛中の再開発

名月記 寛喜三年「一二三二」一月十五日

南方に火あり、煙炎熾盛たり、久しく滅せず、下人を以て見せしむ、曉鐘以後滅し了ぬ、歸り来りて云く、四条町より

出で、南綾小路、北六角町、四条坊門以南、西洞院室町の商賈の輩、悉く焼くと云々

### 町の発展と庶民の息吹き

民経記 寛喜三年「一二三一」六月三日

夜半、塩小路、西洞院辺り炎上あり、□町に至り焼失と云々、件の町、頗る潤屋と云々、所謂、金源三某之者の余流等と号し、□所に居ると云々、群盗匪来の処、其の隙を得ず相戦うの間、空しく逐電の後、放火す、□尤、恐るべしと云々、此の間、炎上隙なし、之を如何せん

### 公家邸宅の衰亡

名月記 寛喜三年「一二三一」八月一日

曉鐘以後、車未だ来ざるの間、南方東寄に微火あり、驚き見申候間車来る、仍て廬に歸る、此の間、火光り勢驚、白河に幾ばくならず(中略)雜人説くに、尊勝寺残る所の塔と云々、此の間雨降る承暦の比より承安予成人の始めに至り、天下公私耳に満ちて堂塔を造り、老後に及びて只其の焼失を聞きて造営を聞かず、双蕩満眼の伽藍、宝堂悉く灰燼となり、其の跡荒廢の郊原となる、空しく万戸の庄園を割き置き、悉く悪人の衣食となるも、一分の寺用に宛てず、視聴くに付きて悲しみあり

### 町の発展と庶民の息吹き

名月記 天福元年「一二三三」六月十日

歸り来りて云く、大炊御門北、猪隈西東の小屋二十許焼く、群盗の放火なり

### 市街の周辺地域への拡大

名月記 天福二年「一二三四」七月二十九日

去る夜夜半許、東方に火あり、程久し、然るべき家歟、河東遠くして其の程を知らず、見えす、下人等世間の乱るるを畏れて南に行かず、今朝興心房に尋ね申す、(中略)使歸りて云く、興心房北一町余、馬場と云う辺りの下人小屋一村焼くと云々、村中堂等ありと云々、其の北安嘉門院浄土寺と云々

### 金融と洛中の酒造

名月記 天福二年「一二三四」八月五日条

一昨日火事実説、烏丸西、油小路東、七条坊門南、八条坊門北、地を払い焼亡す、土倉員数を知らず、商賈充滿し、海内の財貨只其の所に在りと云々、黄金の中務其の最となす、翌日より皆造作すと云々、商賈富有の同類相訪わば山岳の如く積み置く、先ず大路を隔て各幔を引き其の中の境に居る、飯酒肴勝けて計うべからず

### 公家邸宅の衰亡

名月記 文暦二年「一二三五」三月十五日

戊の時許末の方に火あり、路人の説くを聞かしむ、徳大寺中納言(実基)三条家焼亡と云々、京中適一町家残る所なり、万事只世の滅亡たるなり、他所に及ばすと云々

### 京中の武士

名月記 文暦二年「一二三五」閏六月二十日

曉に火、錦小路富小路の所縁の入道(宇津宮頼綱)宅門を焼くと云々、子息左衛門尉頼業妻、昨夕死去す邪氣賢寂寂従者等

称する所と云々

市街の周辺地域への拡大

百練抄 嘉禎三年「一二三三七」十月二十八日  
今夜、六波羅地藏堂焼亡す、清水坂南方の在家堂舎以下、灰燼となる

市街の周辺地域への拡大

百練抄 仁治四年「一二四三三」一月四日  
去る夜祇園西大門前大路の在家、南北両面地を抜いて焼亡す、西は橋爪に及び、東は今小路に至り、南は綾小路末を限る、数百家に及ぶ

公家邸宅の衰亡

百練抄 宝治三年「一二四九九」二月一日  
閑院内裏炎上し地を払うと云々、主上(後深草天皇) 大相国(近衛兼経) 冷泉富小路亭に行幸す

公家邸宅の衰亡

百練抄 康元二年「一二五七七」二月十日  
太政官庁炎上す、朝所の外皆悉く焼失す

町の発展と庶民の息吹き

勘仲記 永仁元年「一二九三三」十二月十八日  
未の時許、中御門、高倉に炎上あり、中御門、高倉、万里小路、勘解由小路の四町、悉く焼失す、故二品宿所、前宰相宗冬卿、官人光広等の宿所なり、其の外、大略小屋なり

焰のなかの都

師守記 曆応四年「一三三二一」三月二十三日  
(興国二年)  
今夜亥の刻、四条坊門東洞院より四条東洞院に□(至カ)焼亡す、西□(頰カ)なり、四条坊門・錦小路は烏丸まで焼失す、四条は□(当)町まで焼亡す、已上十二丁許と云々

焰のなかの都

園太曆 康永三年「一三四四四」十二月二十二日  
(興国五年)  
今曉寅の刻、巽に当り火あり、後に聞く、左兵衛督(足利直義) 三条坊門万里小路亭失火すと云々、執天下執権の人なり、希異なり

町かどの風景

師守記 貞和三年「一三四七七」二月二十四日  
(正平二年)  
今日未の刻許、下北小路西洞院の傾城屋焼亡す

焰のなかの都

師守記 貞和三年「一三四七七」十二月十八日  
(正平二年)  
今夜亥の刻、六条烏丸焼亡す、六条阿弥陀仏道場焼亡す、其の外武家の輩の宿所多く焼亡す、此の間火災以ての外なり、之を如何せん

焰のなかの都

太平記 卷三十三 文和四年「一三五五五」二月  
(正平十年)  
有トアラユル神社仏閣ハ役所ノ搔櫛ノ為ニ毀タル、山林竹木ハ薪槽ノ料ニ剪尽サル、京中ヲバ敵横合ニ懸ル時、見透ス様ニナセトテ、東山ヨリ寄テ日々夜夜ニ焼払フ

焰のなかの都

吉田家日記 応永九年「一四〇二二」二月十八日  
戌の刻、下辺りに火事を見る、三条より四条坊門町、室町に至る数百間と云々

上京と下京

遍智院宮町入壇記裏書 応永十年「一四〇三三」  
今曉、上京焼失す

焰のなかの都

遍智院宮御入壇記裏書 応永十年「一四〇三三」十月三日  
今曉、上京焼失す

焰のなかの都

山科家礼記 応永十九年「一四一二二」五月二日  
深更に及び、下京焼失し了んぬ

焰のなかの都

康富記 応永二十六年「一四一九九」四月一日  
未の刻許、六角富小路細川讃州亭焼失す、彼の屋形より失火を出すと云々、六条富小路北頰に及び九町焼け了んぬ

町かどの風景

看聞御記 応永二十七年「一四二〇〇」六月二十七日  
又、焼亡あり、申の時敷北大路、油小路辺りと云々、天狗洛中を荒すと云々、先日、中京辺りの在家四五間、菖蒲を逆に葺くと云々、天狗の所為歟

### 焰のなかの都

看聞御記 応永二十八年「一四二二」五月七日  
聞く、今日昼、錦小路町、油小路十六町炎上すと云々

### 町かどの風景

看聞御記 応永三十年「一四二三」二月十四日  
聞く、京辺焼亡あり、三条辺りの遊君の家焼失すと云々

### 焰のなかの都

満濟准后日記 応永三十一年「一四二四」一月二十八日  
塩小路の在家数十間焼失す、八町許と云々

### 焰のなかの都

満濟准后日記 応永三十三年「一四二六」一月十五日  
今日、巳半許より中京焼亡す、上は姉小路より下、高辻に至る、其の間八町敷、西は室町の東頼、東は富小路西頼に至りて悉く焼失す、其の中に六角堂の本堂、因幡堂、六角家等相残ると云々、巳半より申頭まで焼けたんぬ、以ての外の大焼亡なり、細河讃岐守・大館上総守等焼失す

### 焰のなかの都

満濟准后日記 応永三十三年「一四二六」二月九日  
今日申末、三条油小路より五条まで焼失す、四丁、町廿と云々、下へ十一町と云々

### 焰のなかの都

看聞御記 永享六年「一四三四」二月十四日

京方焼亡あり、未だ在所を知らず、不審なり、午の末より西の初めに至り焼く、以ての外の大焼亡なり、重賢・浄喜馳せ向う、見物婦参し申す旨、六角町と室町の相合う南頼より火出づ、付け火と云々七条坊門まで焼く、西は西洞院、東頼まで東

は万里小路まで焼け畢んぬ、(中略) 其の外在家数を知らず、東西六町余、南北十四町余と云々、追て聞く、都合二百八十町と云々

### 焰のなかの都

看聞御記 嘉吉三年「一四四三」五月六日  
深更、下方焼亡す、高辻、五条より火出づ、室町に至り十六丁の町炎上すと云々

### 焰のなかの都

康富記 享徳三年「一四五四」九月十三日  
今夜、三条烏丸と姉小路の間の西頼の土蔵土狭板蔵焼亡すと云々

### 焰のなかの都

大乗院寺社雑事記 寛正三年「一四六二」九月二十一日  
山名と京極の間の事、去る十五日所司代多賀の新右衛門が弟将監腹切の間、無為に落居すと云々、就中、土一揆京中に乱入し、土蔵其の外の家々に乱入せしめ、雑物を取り了んぬ、剩え放火、三十余町焼失すと云々、上は錦小路、下は綾小路の間、西は町、東は東洞院に至ると云々、仍て、諸大名に仰せ付けられ払わるの処、大名の内は、又土一揆と号して、引汲する者、所々に乱入せしむるは、以ての外次第、希代の事なり

### 焰のなかの都

大乗院寺社雑事記 寛正三年「一四六二」九月二十一日  
山名と京極の間の事、去る十五日所司代多賀の新右衛門が弟将監腹切の間、無為に落居すと云々、就中、土一揆京中に乱入し、土蔵其の外の家々に乱入せしめ、雑物を取り了んぬ、剩え放火、三十余町焼失すと云々、上は錦小路、下は綾小路の間、西は町、東は東洞院に至ると云々、仍て、諸大名に仰せ付けられ払わるの処、大名の内は、又土一揆と号して、引汲する者、所々に乱入せしむるは、以ての外次第、希代の事なり

### 焰のなかの都

大乗院寺社雑事記 寛正三年「一四六二」九月二十一日  
山名と京極の間の事、去る十五日所司代多賀の新右衛門が弟将監腹切の間、無為に落居すと云々、就中、土一揆京中に乱入し、土蔵其の外の家々に乱入せしめ、雑物を取り了んぬ、剩え放火、三十余町焼失すと云々、上は錦小路、下は綾小路の間、西は町、東は東洞院に至ると云々、仍て、諸大名に仰せ付けられ払わるの処、大名の内は、又土一揆と号して、引汲する者、所々に乱入せしむるは、以ての外次第、希代の事なり

### 焰のなかの都

大乗院日記目録 応仁元年「一四六七」六月十二日  
京中在々所々院寺以下焼失数百ヶ所、焼亡連続す

### 焰のなかの都

応仁記 二 応仁元年「一四六七」  
六月八日ノ午ノ刻計リニ、中ノ御門猪熊ノ一色五郎館ニ乱妨人火ヲカケ、又近衛ノ町ノ吉田神主ノ宅ヲ物取共ガ火ヲ放ツト同時ニ、火ヲ上ル所九ヶ所、折節南風吹、下ハ二条、上ハ御霊辻、西ハ大舎人、東ハ室町ヲサカヒ百町余リ、公家・武家ノ家三万余宇、皆灰燼ト成、郊原ト成畢

### 焰のなかの都

経覚私要鈔 応仁元年「一四六七」七月十二日  
今度京都焼亡事、自ニ竜光院注進(中略)

### 焰のなかの都

一、鷹司東洞院ヨリ二条マデ、鷹司烏丸ヨリ二条マデ、御領(壺)ノツシヨリ近衛マデ、自レ其かすかまで  
一、小河北小路ノ通ヨリ西洞院ヲ下へ、かすかまで、土御門油小路ヨリ中御門まで

### 焰のなかの都

一、一条ヨリ上ハくほの堂より内野まで、大トの井悉焼了、近衛殿・鷹司殿は焼候はず候、紙面分比也、浅増く

### 焰のなかの都

言国卿記 文明七年「一四七五」二月二十日  
夜、御前へ予・通任メサレ、御物語御用共アル所ニ、御近所火事也、事外ナル御キャウテン也、各御前衆・トサマノ衆ハセ参、アムラカウ院、其外広橋陣屋、同其アタ□□ニ千ヶ

事なり

ニアマリヤケ了、四過時分ヨリ七時マテヤクル也

**焰のなかの都**

長興宿禰記 文明七年「一四七五」二月二十日

今夜子の一点焼亡す、安楽光院境内の在家火出づ、程なく安楽光院焼失す、(中略) 此の外紫野今宮仮社寺内七北野仮御社西大路同じく焼亡す、(中略) 人々在所數十箇所、伝奏綱光卿仮第炎上し、予の借住白屋安楽光院の内なり所同じく焼失す、(中略) 今夜の炎上、十六町々余と云々、御所中騒動以ての外なり

**焰のなかの都**

長興宿禰記 文明八年「一四七六」六月六日

今夜、西倉口在家焼亡し畢んぬ、借住家同じく焼失す、(中略) 東西南北数百家炎上したんぬ

**焰のなかの都**

実隆公記 文明八年「一四七六」六月七日

今暁、大徳寺等炎上すと云々、其の□白屋以下数間灰燼と成ると云々

**焰のなかの都**

大乘院寺社雑事記 文明八年「一四七六」六月十四日

御陣中焼亡す、千間計と云々

**焰のなかの都**

晴富宿禰記 文明十一年「一四七九」三月十六日

公武諸家、乱中或は炎上、或は破却に依て況淪す、然に今、悉く本宅の敷地に居すべきの由、御成敗に依て、所在百姓居住の小家等を皆壊ち取ると云々

**町かどの風景**

晴富宿禰記 文明十一年「一四七九」八月十日

今暁寅の剋、一条西洞院の風呂炎上す

**戦乱下の街道と橋の整備**

後法興院記 文明十二年「一四八〇」二月十五日

南都より上洛、聖門・小童等同道す、真木嶋より舟に乗り伏見指月に到る、船中に於て盃酌の事あり、五ヶ庄内寺庵として申す沙汰なり、尤も其の興あり、抑、去年四月より宇治と三室戸囉執の事あり、此の儀に依て去月比三室戸より宇治橋を焼き落すの間、河上の通路舟渡の事あり、今日聖門直ちに長谷へ帰らる

**焰のなかの都**

長興宿禰記 文明十二年「一四八〇」九月十六日条

去る十四日、五条油小路に於て土一揆、所司代浦上の群(軍)勢と合戦す、土一揆、五条堀川を下り道場を放火す、其の南隣安養寺当時円福寺と号す両寺焼失す、各名所なり

**焰のなかの都**

実隆公記 長享元年「一四八七」十二月十一日

初夜時分火事あり、武田被官南升居所辺りより出づると云々、安楽光院以下、入江殿前の小屋等悉く焼失す、堅樫家元伊勢

家将軍家たり、等同じく焼失す、凡、家数六百余と云々、九町々余なり

**焰のなかの都**

後法興院記 長享元年「一四八七」十二月十一日

亥の刻の終、北方に火事あり、寺井在所武田被官人より火出づ、西大路太(大)略焼失す

**焰のなかの都**

実隆公記 長享三年「一四八九」五月八日

今夜子の下刻に回祿の事あり、室町辺りより火出づ、二千余間焼失すと云々、未曾有の事なり、已に天明に及び適静謐し了んぬ

**焰のなかの都**

宣胤卿記 長享三年「一四八九」五月八日

今夜上京大火の事、西大路以南、室町以西、北大路以北、此の内少々残る所あり西は白雲の西の小路、小川を出でざるの程なり、子の剋より暁天に至る、(中略) 焼失の家二千戸に及ぶと云々

**焰のなかの都**

大乘院寺社雑事記 長享三年「一四八九」五月九日

一、夜前京都大焼亡、三千間に及ぶと云々

**大乱後の余波と町並みの復興**

親長卿記 明応三年「一四九四」七月六日



今日未剋許、火事あり、四條辺りより火起こり、下京過半焼失す、近年此の如き焼亡なしと云々

僕等の宅、聖壽寺以下回祿す

大納言家焼けたんぬ

### 大乱後の余波と町並みの復興

言国卿記 明応三年「一四九四」七月六日

下京町ヨリ火出、以外ニ六十八テヤウ焼畢、昼過時分ヨリ暮暮マテヤケ畢、驚入了、キヨシマテヤクルト云々

### 大乱後の余波と町並みの復興

後法興院記 明応三年「一四九四」七月六日

頂妙寺に向い法談を聴聞せしむる最中に南方火事あり、四條室町と云々、数刻炎上、近來の大焼亡なり、五十四町を廻ると云々、東烏丸、西堀河、南五条、北四条と云々

### 大乱後の余波と町並みの復興

後法興院記 明応四年「一四九五」七月四日

晡れ南方に火事あり、高辻宿所の近辺と云々、南風たるに依て此の辺り已に近々なり、徳大寺・勸修寺・高辻・姉小路・三条・師富朝臣在所、頼量・俊泰・忠綱・新三郎等宿所悉く焼失す

### 大乱後の余波と町並みの復興

実隆公記 明応四年「一四九五」七月四日

未の下刻、西方に当り火事あり、後に聞く、常盤井の宮彈正尹全仁親王の隣家赤松左京大夫被官人、安丸河内守と云々より火出来すと云々、夜に及び消ゆ、凡、超過の火事なり、所謂、常盤井宮・徳大寺前左府・勸修寺前重相、(中略)陽明諸大夫・家

### 大乱後の余波と町並みの復興

後法興院記 明応九年「一五〇〇」七月

廿八日、酉刻小雨洒、風吹く、申の刻良方より火事出来す、北風吹き、程なく近所炎上し、余煙此の亭に及ぶの間、飛鳥井亭に向う、此の所猶危しと云々、仍てハタ野が在所へ罷り向う、黄昏に及び飛鳥井の許に向う、女中衆之に同じうす、言語道断の事なり

廿九日、昨日の火事、上は柳原、下は土御門、東は烏丸、西は室町と云々、前代未聞の事なり

### 大乱後の余波と町並みの復興

拾芥記 明応九年「一五〇〇」七月二十一日

柳原の町焼亡、室町浄華院の下に至り之を焼失す、二万間に及ぶと云々、未の剋より夜半に至るの間なり

### 大乱後の余波と町並みの復興

敵助往年記 明応九年「一五〇〇」七月二十八日

上京大火事、其の数一万五千間と云々

### 大乱後の余波と町並みの復興

大乘院日記目録 明応九年「一五〇〇」七月二十八日

京都大焼亡、一条殿・鷹司殿・近衛殿・岡崎殿・竹内殿・入江殿・本光院殿・桂林寺殿・日野・広橋・烏丸以下公家衆・近習者共、沢蔵軒以下細川の内者共、小川以東、烏丸以西、近衛以北、柳原以南炎上四万間に及ぶと云々、吉良・中御門

### 大乱後の余波と町並みの復興

二水記 文亀四年「一五〇四」一月二十九日

申の終わりより夜に至り火事、烏丸一家東西より火出づ、正親町北行つら半町悉く焼く、橋の通(辻カ)子に於て留む、已上、廿家計なり風戌亥より吹て内裏十所計焼き上ぐ、公私以ての外の物念、伊勢父子三人、同名悉く馳せ参り、御物少々出されんと欲す、主上、已に行幸の用意之在り、但し夜に入り焼き留む、禁中無事、先ず以て珍重、此の事なり、夜に入り又一間許下京焼亡す、世間物念、併せて、甲子の故歟

### 大乱後の余波と町並みの復興

実隆公記 大永四年「一五二四」八月十二日

午の後乾方に火あり、柳原辺りより出づると云々、猛風頻りに吹き、数百間焼失す、此の辺り風下なり、禁中両所、新大典侍局里屏中門上等已に焼け上る、然ると雖も各打ち滅し、昏鐘の後に大略火静まる

### 大乱後の余波と町並みの復興

後鑑 天文五年「一五三六」七月二十七日

二条寺主家記に云く、廿七日に焼く、日蓮衆没落す、三条口より初めて下京は悉く以て焼失す、上京の三分の一程焼けたんぬ

東寺過去帳に云く、当年(天文五年七月二十七日)、山門より日蓮党退治の儀に就き、彼の党類并に道俗男女等、生害數千人と云々

## 大乱後の余波と町並みの復興

敵助往年記 天文五年「一五三六」七月二十七日  
山門諸勢、京中に切り入り、日蓮衆廿一ヶ寺、其の外下京悉く放火し上京過半炎上す、日蓮衆其の外雑人の打ち死に、其の数を知らず、凡、三千人計は考うるなり、其の外際限を知らずと云々、撰（誓カ）願寺講堂・百万遍等炎上なり

## 町並みと町家の実相

フロイス日本史 永祿二年「一五五九」十一月〜十二月  
日本では家屋は木造で、その大多数は柿板か藁で屋根を葺いてあるので実にたびたび起ることなのであるが（司祭たちの）

近所で大火が発生した。そして火は司祭が借りている家の方へ荒れ狂って迫って来たので、彼らは大急ぎで（家へ）駆けつけて、家具―といっても、司祭の日課祈禱書、縫合わせの掛蒲団一枚、鍋、酒瓶、食食用の鉢三個へに過ぎないが―それらを街路に持ち出した。司祭は眼がよく見えないロレンソといっしょに留まって、所持品の番をしたが、ダミアンは、自分たちの家に隣り合い、壁一つ隔てていただけの藁葺きの共同便所の屋根に上がって、火を防げるかどうか見ることにした。同じように屋根の上で自分たちの家を見張っていた隣近所の人たちは、彼が（屋根に）のぼって行くのを見ると、彼に対して無数の罵詈雑言を浴びせ始め、この町内に起った災害はすべて、「デウス」へという奴をここに泊めたために生じたのだと言い、同時にそのような禍へを起させたことゝで例の寡婦を罵倒した。だがダミアンが熱心に便所の屋根を剥がすのに努めた結果、火はそこで止まり、町の向う側はもう全部焼けてしまったが、（火は）こちらへは近づかなくなっ

た。（そこで）それを目撃した（宿主の）寡婦は少なからず驚嘆した。

## 大乱後の余波と町並みの復興

足利季世記 永祿六年「一五六三」四月一日  
同年（永祿六年）卯月朔日ニ雷電オヒタ、シクシテ、京中震動シ東寺ノ塔エ雷火落カ、リ、忽焼失ケル、是ハ三好家余リニヲコリヲ窮メ、天下ニ威勢ヲ震ヒ給フ故ニ、天道ハ盈レハ、關ルナラヒナレハ物毎ニアマリテコホレスヘキ時節到来シテ、カ、ル天災ノ告モアリスヤラン

## 大乱後の余波と町並みの復興

言継卿記 永祿九年「一五六六」八月二十九日  
亥の下刻火事、御霊の通子より火出づ、東西二町、へうたんのつし入江殿、畠山のつし堅横二町、二百間に及び焼けたんぬ

## 上京焼打ち

フロイスの一五七三年（元亀四年）四月二十日付の手紙  
元亀四年「一五七三」四月  
信長の使者は公方様若し和解せずば兵力を悉して来り、都を焼き火と血に委ねんと決したる旨を告げたり、当市に於て起りたる騒擾の非常なりしことは尊師想像せらるべし、庶民は直に家財を集め一日に千八百又二千の荷物都を出で、兵士等は或は都の中にて或は公道に於て、隊をなし家財を掠奪し、又は槍或は銃を用ひて之を奪ひたり、当市には金銀絹及び茶の湯の高価なる道具等相当なる富ありしが故なり

## 両京の対応の相違

フロイスの一五七三年（元亀四年）五月二十七日付の手紙  
天正元年「一五七三」四月三日  
翌月曜日サンタ・モニカの祭即ち五月四日朝上の都の三分の一以上は前夜消失したるが、信長の軍隊出でて残存せる所を焼き、同所にありし釈迦及び阿弥陀の大なる僧院をも免除せざりき、公方様の城は安全なりしが下方三町は焼失せり  
上の都は下の都より大なること二倍になるが、消失したる家の数は六七千ならんといふ、倉は強固にして好く塗り込められたるが、掠奪せられざりしもの一つもなく、火は即時に又は後に之に入りたり

## 戦乱の中の統一

フロイス日本史 元亀四年「一五七三」四月  
信長は都の周辺に陣營を設けた後、四日間わたって続けて使者を公方様の許にやり、彼の心を和らげ、戦争を回避できるかどうかを確かめようとした。ところが（公方様）は、ならこの問題に関与せず、また（信長）は上京への市民に對し反感を抱いていたので、彼らが提出していた（銀の）棒千五百本を受理することを拒絶し、かくて市（上京）はただちに放火された。恐るべき戦慄的な情景が展開され、全上京は深更から翌日まで、同地にあったすべての寺院・僧院・神・仏・財宝・家屋もろとも焼失し、確認されたところでは、都周辺の平地二、三里にわたって五十カ村ほどが焼け、最後の審判の日の情景さながらであったという。

## 伏見と京都

当代記 慶長十年「一六〇五」十二月二十六日

此日酉戌刻、伏見火事出来、有馬玄蕃長屋より出て、浅野弾正・会津飛彈・松平飛彈・彦坂平介・大久保主殿助・同石見守・板倉伊賀守・真田隠岐・遠山民部家失火、其外、たちうり町通焼失

### 伏見と京都

義演准后日記 慶長十年「一六〇五」十二月二十七日条  
昨夜、伏見御城ノ南方大名屋形凡廿ヶ所計、其外在家町数十間（軒カ）焼失、所司代板倉伊賀守屋形、不<sub>レ</sub>残焼了、文殊院伏見ニ坊アリ、同焼失

### キリシタン墓碑

当代記 慶長十九年「一六一四」一月  
伴天連師匠寺有<sub>二</sub>箇所<sub>一</sub>、右之内西京寺は被<sub>二</sub>焼払<sub>一</sub>、四条町中に可有<sub>レ</sub>之寺は、厭<sub>二</sub>類火<sub>一</sub>、こほちて被<sub>二</sub>火付

### 京中放火

泰重卿記 元和六年「一六二〇」二月  
古今兵火之外ニ、如<sub>レ</sub>此大焼不<sub>二</sub>承及<sub>一</sub>候

### 京中放火

泰重卿記 元和六年「一六二〇」三月四日  
天下第一恠異、不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之候、町々家々用心、騒動兵乱にもおとるべからず候、天下飢饉、いつき（一揆）などをこり候ん、掌の中にもあるへく候

### 京中放火

冷泉町記録 元和六年「一六二〇」三月  
一、自然火事出来仕候時、亭主ノ手桶ヲ持、火ノ本へ可<sub>レ</sub>寄、若初中後、其所江不<sub>レ</sub>出人ハくわせん（過錢）として銀子卅枚可<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之事  
一、借屋衆之御出なく候ハ、くわせんとして銀子拾枚御出可<sub>レ</sub>有事

一、火事出来仕候家々、こくちより式間め迄ヲ惣町中として家ヲこほしきり、後に惣中より本のこくちすこしも無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>立なをし返し可<sub>レ</sub>申候事  
一、町中ノ中より火事出来候ハ、兩方式間ヅ、以上四間ハ

こほし可<sub>レ</sub>申候、其時其家主一言も違乱申ましく候、乍<sub>レ</sub>去、火ノ本風上ハ式間、風下ハ五間、向ひハ三間之亭主ハそとへ不<sub>二</sub>罷出<sub>一</sub>候共、内ノ志まい可<sub>レ</sub>仕候、くわせんハいたし申間敷事  
一、西東へたてなく、何事にても同事ニよりあひ、火をけし申べく、家之儀も互ニこほし又立なをし候儀も、西東として可<sub>レ</sub>仕候

### 「火札」の横行

西方寺町文書 明暦元年「一六五五」十一月  
徳川禁令考  
一、火之札制止事

右私之遺恨有<sub>レ</sub>之時、無実を申掛、刺当町隣町に至迄可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>類火<sub>一</sub>族、重科之至、敵制止畢、火札破<sub>レ</sub>立たる者有<sub>レ</sub>之は、其老人内証申来へし、兼又無<sub>レ</sub>故金銀をもらひ可<sub>レ</sub>申ため、火之札立る族有<sub>レ</sub>之は、雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>少分<sub>一</sub>、一切あたふへからず、若金銀をとらせたる者有<sub>レ</sub>之ハ、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>曲事<sub>一</sub>

札を立たる本人は、放火人に准抛して可<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>重科<sub>一</sub>

### 京の大火

宝永五年炎上記 宝永五年「一七〇八」三月八〜九日  
町数四百十五町、家数一万百三十軒余、寺数五十ヶ所、社頭十八ヶ所、西道場十二ヶ所、東道場二十三ヶ所、土蔵火入六百七十余

### 京の大火と町の変貌

翁草 卷三 宝永五年「一七〇八」三月八日  
京洛火并禁裏炎上の事

百十四代東山院御宇、宝永五戊子年三月八日午の刻に、京都油小路三条上る町西側北より二軒目、伊勢屋市兵衛と申者の方より出火、折節坤風強く、須臾の間に良の方へ焼漫り、禁裏院中其外御所々、一時に猛火を吹かくれば、所司代松平紀伊守（信庸）以下、主上、上皇を守護し奉りて、下鴨へ臨幸なし奉る処に、はや下鴨河合社に飛火して、社家町も同時に燃上れば、又俄に鳳輦をうながし、上加茂へ移らせ玉ふ、前代未聞の事共なり、夫より風替り北風となり、寺町の弓手馬手をまた南の方へ焼戻り、翌九日申の下刻に焼留る

鎮火後、近衛殿の亭、仮の御所と成る、撰家の内近衛殿類焼を免れ玉ふ故に斯の如し、昔より御所変有る時は撰家の館へ臨幸の旧式なり、撰家に寝殿あるは此の謂とぞ

上皇靈元帝は院附の武家前後を警固して、大仏妙法院御門跡の御本坊へ臨幸成る、此道中長余なれば、常に手馴ざる駕輿丁共、亦驚を昇煩ふを見て、祇園町の者共願うて昇奉る、時今陽春にて和暖整ひ、やゝ暑を催せば、上下共に渴の色あり、

故に供奉の内より浄水を出せと呼ばれば、家より随分清き桶に冷水を湛出しけるを、下様の者は掬すれ共、上々へは召上る事なし、其御様子を見奉りて、或家より釜に浄水を汲んで捧る処に、早速上へも召れけるとなん、是を思ふに、桶は清しと雖も、穢に触る事もあり、釜は他事に不<sub>レ</sub>用物なれば、汚無と心付ける頓智の程を傍人感じけり、扱御本坊に入せ玉へば、御門主迎奉らせ玉ひ、折柄御庭の白牡丹のや、綻びか、れば、一枝折らせ玉ひ、叡覧に備へ玉へば、あやなく叡感有て、牡丹の御嘶しのみにて回祿の御沙汰は一向なく、天気殊更に常の如く穏なりしとかや

其外御所々へも主上仙院と御一緒に行幸なりしや、宝永五年より今安永元年迄六十五年を経れば、此時の巨細を覚えたる人なし、適々老翁有ても耄年の人故、尋るに分明ならず、唯云伝へ残れるを十が一爰に拾ふ、委に至ては後人は是を正せ  
 堅町焼亡の分  
 油小路通 北は丸太町上る東側、南は姉小路下る町  
 小川通 北は下立売下る町、南は六角通  
 西洞院 北は下立売下る町、南六角通  
 釜座通 北は下立売下る町、南は三条行当迄  
 新町通 北は下長者町下る、南は蛸薬師通迄  
 衣棚通 北は下長者町、南は三条行当迄  
 室町通 北は上長者町、南蛸薬師下る町迄  
 両替町通 北は丸太町行当り、南は三条行当迄  
 烏丸通 北は上長者町、南は錦小路上る町迄  
 車屋町 北は出水行当、南は姉小路行当迄  
 東洞院通 北は御築地の内、南錦小路下る町迄  
 間之町通 北は右に同、南は姉小路行当

高倉通 北は右に同、南錦小路下る町迄  
 堺町通 北南右に同  
 柳馬場通 右に同  
 富小路通 右に同  
 白山通 右に同  
 御幸町通 右に同  
 寺町通 北は今出川二丁上る本満寺前、南は錦小路下る町迄  
 河原町通 北は荒神口、南は二条下る町迄  
 土手町通 北は荒神口、南不<sub>レ</sub>残  
 中筋焼亡の分  
 塔の段の内五町寺町新地并立本寺後升形不<sub>レ</sub>残  
 今出川通寺町より西へ二町  
 元真如堂突抜 西は御築地の内、東は寺町新地  
 石薬師通 西東右に同  
 上長者町通 西は室町東へ入町、東は御築地の内  
 中長者町通 西は新町東へ入半町、東は(以下欠)  
 下長者町通 西は新町、東は御築地迄  
 出水通 西は新町西へ入、東は御築地の内  
 下立売通 西東右に同  
 樫木町通 西は油小路、東は河原町  
 丸太町通 西は油小路西へ入、東は河原町  
 竹屋町通 西東同  
 夷川通 西東同  
 二条通 西は右に同、東は河原町東へ入町  
 押小路通 西は烏丸、東は寺町  
 御池通 西は油小路西へ入町、東は寺町  
 姉小路通 西は東(ママ)右に同

三条通 西は東(ママ)右に同  
 六角通 西は西洞院西へ入町、東は寺町  
 蛸薬師通 西は新町、東は寺町  
 錦小路通 西は東洞院、東は寺町  
 凡南北二十余町、東西十一町余  
 一、禁裏・仙洞・春宮御所・中宮御所・女院御所・大准后御所・公家衆九十五軒  
 一、下鴨の内、河合社并社家大方焼  
 一、町数四百十七町 家数一万三百五十一軒  
 一、町数四十八ヶ寺、道場三十五ヶ寺、社数三十六社内大社、之分  
 中御霊・下御霊・幸神・神明・御所八幡  
 一、大名屋敷二十一軒  
 紀州・水戸・相馬図書・上杉民部大輔・木下右衛門太夫・佐竹源次郎・松平隠岐守・松平薩摩守・細川越中守・戸田采女正・津軽越中守・安藤長門守・土井周防守・井伊掃部頭・朽木監物・松平下総守・分部若狭守・石川主殿頭・松平豊後守・小笠原右近将監・加藤遠江守・右之通類焼也

**西陣焼け**  
 西陣天狗筆記 享保十五年「一七三〇」六月二十日  
 御寮織物司も此火事に機織場焼失に付、織場為<sub>レ</sub>建御所表より御銀拾枚頂戴仕候事

**京の大 火**  
 月堂見聞録 享保十五年「一七三〇」六月二十日  
 東西長さ十六町、南北長さ五町、家数三千七百九十八軒程、外に非人小屋十三軒、寺社数七十一ヶ所程、内社二ヶ所、北

野松梅院一ヶ所、同祠官一ヶ所、同宮社二十四ヶ所、堂上方抱屋敷五ヶ所。武家方屋敷一ヶ所

類焼の内焼死并に怪我に死候者、員数知れ不申候

京の大火と町の変貌

翁草 卷十 享保十五年「一七三〇」六月二十日

西陣大火

同十五戌年六月二十日未刻、京都上立売通室町東へ入町、大文字屋五兵衛家より出火、折節東風烈敷、北野松梅院一条通浄福寺、此の二ヶ所飛火して、其の間十余町の町家へ追々に火飛、三所の火一緒に成て、西陣一円に焼亡す、統べて焼失の町数百余町、其の曉に至り鎮火なり、京都に於ては、宝永五年以来の大火事なり、是を西陣焼と称す

京の大火と町の変貌

月堂見聞集 享保十五年「一七三〇」八月十三日

西陣類焼の町家、瓦葺に可<sub>レ</sub>到由被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、当分成がたき者は、下地瓦葺の心得を致し、追て瓦葺に可<sub>レ</sub>到との事

京の大火と町の変貌

月堂見聞集 享保十五年「一七三〇」三月

今度繩手四条芝居并茶屋焼失に付、前年も当年程焼失間も無<sub>レ</sub>之内度々大火故、本宅を立候は、芝居并に水茶屋迄瓦葺に可<sub>レ</sub>致候由被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、只今は仮屋敷故不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>其義<sub>一</sub>候

京の大火と町の変貌

伊藤(俊)家文書 京都大火記録

天明八年「一七八八」一月晦日

京都大火

于<sub>レ</sub>時天明八戌申正月廿九日夜四ツ時前より、大風烈敷候処、

晦日曉六ツ前時より河東宮川町とんぐり之辻子より出火ニ

而、暫時ニ新道并ニ宮川町五条間屋町半町下ル所迄焼ぬけ、

東ハ森下町裏迄建仁寺町へ抜候処も有<sub>レ</sub>之、蛭子宮ハ残り、

宮川町より寺町仏光寺下ル町永養寺へ飛火ニ而寺町上へ、又

永養寺之火先五条高倉へ飛火、南西へ焼、又ハ丑寅風吹、更

東ハ寺町、西は壬生迄南より北へ一面ニ火押渡り、朝五ツ時

ニは四条辺焼、夕七ツ時ニハ二条迄焼ぬけ、二条御城北東角

矢倉北西、同大手之矢倉も焼、御城内之御殿二ヶ所、但し是ハ

翌朝日夜焼ル晦日夜四ツ時ニ御堂上方え火移り、禁裏御所并仙

洞御所、大女院御所・女院御所・開明門院御方を始メ、宮方・

御(五カ)撰家其外御公家屋敷不<sub>レ</sub>残焼、東ハ三条孫橋檀王

裏之式三軒北へ飛火ニて、夫より東北二条新地不<sub>レ</sub>残、北ハ

野はづれ、鞍馬口非人小屋迄不<sub>レ</sub>残焼ぬけ、西北ニてハ今宮

御旅所迄、西ハ浄福寺通限り、南西ハ千本通野はづれ、南ハ

六条北之馬場迄、但し西本願寺ハ門ヶ所焼無<sub>レ</sub>別条、東本願寺ハ不<sub>レ</sub>

残焼申候、二月朔日暮前、北へ焼ぬけ火鎮り、翌二日中所々

残、土蔵数多焼申候、凡京中九分通之焼ニ而御座候、北西ハ、

南下立売より西浄福寺迄西ハ残ル、北七条通少々北ニテ南残る、

北東ハ、残所なし、加茂川へかけ抜申候、南東ハ三条少々北

より繩手五条下ル、伏見海道間屋町ニてハ五条下ル半町下よ

り南は残ル 洛中ニて不思議ニ残り候処左之通

御堂上方ハ 花山院殿

武家衆ハ 松平土佐守殿屋敷南御番所并ニ御蔵屋敷

社ハ 上御臺

寺ハ 相国寺之仏殿計壹ヶ所

本国寺之裏門大宮へ抜ヶ

御門南角壹軒本澄寺本堂

町家ハ 浄福寺通出水西かわ巻軒

(中略)

一、焼失家数 三万九千七百貳拾軒

一、京都惣町数 千九百六十七町之内 千百廿四町焼失

一、寺焼失 百九十三ヶ寺

一、土蔵数 八百六拾九ヶ所

一、死人 千八百余

右之通御役所へ届有<sub>レ</sub>之

大火と都市の変貌

東本願寺上檀問日記 嘉永七年「一八五四」四月七日条

昨六日午刻、旧女院御所より火出づ、旧院御所・禁裏御所・

准后御殿不<sub>レ</sub>残炎上、其外一条殿・今出川殿・日野殿・烏丸殿・

勸修寺殿・醍醐殿・西園寺殿類焼、町方ニ而ハ上は今出川通、

南ハ下立売通、西ハ智慧(恵)光院辺迄悉焼亡、今朝卯刻鎮

火

大火と都市の変貌

続徳川実紀 安政四年「一八五七」六月条

一、去寅年(安政元年)大火之節、類焼致候上京并聚楽町町之儀、普請致候事ニハ可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候得ども、過半ハ今以普請

之儀、普請致候事ニハ可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候得ども、過半ハ今以普請

之儀等も不<sub>レ</sub>致、徒ニ草生等致置候町場も相見え候、右ハ

無<sub>レ</sub>余儀<sub>一</sub>次第も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉ニ候得共、廃地同様致置候てハ、

市中一体之景氣ニも拘り、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然事ニ有<sub>レ</sub>之候、元来当地

之儀ハ、家建ハ不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、往還掃除等他国ニ勝れ、都て行届候風儀之処、見苦敷場所柄有<sub>レ</sub>之候てハ、御所辺ハ猶更之儀、外見ニも拘り候間、精々普請取掛候様可<sub>レ</sub>致、乍<sub>レ</sub>去類焼以前、家屋敷活券状等引当融通致、相滞有<sub>レ</sub>之向杯ハ、銀方之遠慮又ハ近隣其外之家建を見合、何となく延引致居候向も有<sub>レ</sub>之哉ニ相聞候得共、右等之筋ハ斟酌ニ不<sub>レ</sub>及事ニ候、尤銀方之儀も、当時地屋敷之活券状引当等ニ取置候逆、利潤無<sub>レ</sub>之候てハ何之詮も有<sub>レ</sub>之間敷、第一不融通之基ニ候条、能々勘弁致、貸附取組ハ勿論、貸増等融通筋専相心得可<sub>レ</sub>申候。右ハ類焼町々之者共儀、不実引合等不<sub>レ</sub>致、精々相励、家建相揃候様可<sub>レ</sub>致候

### 大火と都市の変貌

大島家文書 安政五年「一八五八」六月四日  
大島直珍日記 今日正午之刻より京都大火、すハの町万寿寺より出火、折しも風乾の方より吹、巽の方へ火なびき、下ハ六条えた村迄焼抜、西ハ新町通迄、東ハ柳の馬場迄悉焼失。東本願寺枳殼の御殿不<sub>レ</sub>残焼失、誠ニ存外の大火也

### 大火と都市の変貌

東本願寺上檀間日記 安政五年「一八五八」六月四日  
今午半刻、諏訪町通万寿寺上ル西側中程より出火、折節乾風烈風次第ニ猛火と相成、所々へ飛火数多ニ相成、枳殼皆山御殿へも火移、最初之風並ニ而は御本殿御別条も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>在哉之処、申半刻比ニ至、俄ニ東風ニ相変、両御堂を始御殿向へ不<sub>レ</sub>残、御寺内は東之通ニ而上之口若宮町東へ入辺、大工町坤の方ニ而ハ、堀端七条通玄蕃町西へ中程より西ハ相残り、

余ハ悉類焼

### 西陣糸屋の焼打ち

要助日記 文久三年「一八六三」八月  
今焼七ツ時頃、千本非常之鐘之音きびしく相聞へ候ニ付、出火かと存し、諸方見廻り候へ共、火之手相不<sub>レ</sub>分、其儘内ニ入夜明方ニハ内々風説聞候処、葎屋町一条下ル糸屋之糸蔵江鉄砲ニ而焼打との事也、然ルニ昼過之風聞ニ右糸屋居宅悉く破却せしめ、其上家財道具或<sub>者</sub>金屏風唐紙女小袖なんと悉く引きさき、竹ニ突差シ、是を印ニ持、或<sub>者</sub>金高凡五十万両程之糸中ニ投入刃上刎返してハ火中ニ投入、真ニ目を当て躰見へ次第之由申<sub>レ</sub>之、真ニ前代未聞之事

### 西陣糸屋の焼打ち

評説 文久三年「一八六三」八月  
糸屋之義夥しく糸を買込ミ、横浜表より交易ニ遣し候者ニ付、天之悪しミ受、(中略)破却する者誰彼とハなけれど、多くハ西陣之織屋近年糸交易ニ付、商売おのづから障ニ相成、困窮致し申ニてハ何事も所業も無、(中略)泣くらし候者共、数年之うらミを一時ニはらさんと、我一と引破、引裂きてうそ思ふ存分ニ乱妨いたし候

### 京焼けと生活の混迷

小出哲太郎家文書 元治一年「一八六四」七月  
鉄砲の音しきりニ聞へ、辰の刻、川原町二条下ル東側、長州御屋敷内より出火

### 京焼けと生活の混迷

小出哲太郎家文書 元治一年「一八六四」七月  
子ハ親にはなれ、親ハ子を失い、さかしもとめる事もならず、病人産婦を戸板ニ乗せ、途中にて子をうむも有り、死する者もあり、漸寺院の門前、宮の拜殿またハ百姓の軒ニむしろをかりて其夜を凌ぐ、こらへつときハ食事にて用意としてもらわされば、えらくひツニ残りし冷飯を少少ツツわかち、其夜をしのぐ

### 京焼けと生活の混迷

小出哲太郎家文書 元治一年「一八六四」七月  
御高札之写  
今度類焼ニ逢難渋之者江米銭亦者粥等御救被<sub>レ</sub>下候へ共、運路はかとりかたかく、京積米払底之趣、市中一体為<sub>レ</sub>御救一、玄米五斗入壺万俵安直ニ御売下ケニ相成候趣、老人付老升代百文之積、老人前切手相渡候間、各切手ハ町役人共江相渡置候間、借屋人共離散致候者ハ元町江立戻り、町役人共ニ而受取方可<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>候事  
米渡シ場所  
下立売釜座  
守護職御屋鋪  
壬生寺  
式ヶ所  
寺町道場

### 鉄砲焼け

若山要助日記 元治一年「一八六四」七月

先々当時入用の衣類共を藁包<sup>ミ</sup>致し、銘々御地頭様札名前記し腰<sup>ニ</sup>結付、すハと申ハ逃入ん用意致し候へ共、伏見山科丹波とも御固メ敵しく候<sup>而</sup>、一人も不<sup>レ</sup>通由<sup>ニ</sup>付不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>止事<sup>一</sup>止り候、其内<sup>ニ</sup>上辺り追々諸道具持来り、裏の烟敷の中<sup>ニ</sup>積重ね候、依<sup>レ</sup>之内の諸道具等も烟敷<sup>ニ</sup>持出し、火を防ぐ構への<sup>ニ</sup>相掛り候処、段々と南<sup>ニ</sup>焼下り候、(中略)其内日も暮<sup>ニ</sup>及び火勢増々強く相成、六角辺一面の火となり、西ハ西ノ洞院東ハ河原町辺なり

### 大火と都市の変貌

甲子雜録 六 元治元年「一八六四」七月

○膳所本多家より此節山田奉行神戸本多家え申来秘書之由写一、七月十八日一橋様え夫々御呼出屯集之長州人追々不<sup>レ</sup>容易<sup>ニ</sup>形勢<sup>ニ</sup>相成候付、追討可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰付<sup>ニ</sup>御模様、御手配は別紙之通公用人を以御渡相成、尤、追討御比合之儀は、両三日<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候旨、乍<sup>レ</sup>去此節<sup>ニ</sup>至り御三家様方御説得中<sup>ニ</sup>候得共、弥承引をも不<sup>レ</sup>致候上ハ、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>止事<sup>一</sup>御追討之御場合<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>及旨御用達之趣演説有<sup>レ</sup>之候、然処同夜曉より、長州屋敷より出火、砲声頻<sup>ニ</sup>発シ、不<sup>レ</sup>容易<sup>ニ</sup>次第<sup>ニ</sup>付、膳所より沙汰<sup>ニ</sup>而直様参内、其後追々砲声盛<sup>ニ</sup>相成、天竜寺の長州人下立売蛤御門乾御門之詰掛ヶ候様子<sup>ニ</sup>而、御守衛之方々砲発防禦戦と相成、猶亦、河原町通長州屋敷焼立置候(ママ)而は、同所より堺町御門之押懸ヶ雲州御番所一戦有<sup>レ</sup>之候処、何分大砲等打懸候義、終<sup>ニ</sup>御番所も打破れ夫々(よりカ)砲声猛烈<sup>ニ</sup>相成、会藩<sup>ニ</sup>も烈敷戦ひ、双方死亡人多く、堺町通家焼失一面<sup>ニ</sup>相成、鷹司殿・閑院宮共御焼失、中川宮御住居是又同様、誠<sup>ニ</sup>前代未聞之乱妨<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>之、何分

御築地え大砲等打懸候義ハ不<sup>レ</sup>容易<sup>ニ</sup>義<sup>ニ</sup>而、長州追討勅命被<sup>レ</sup>仰出<sup>ニ</sup>候旨、膳所・粟田・白川御人数少々居残、大秦御人数固所御人数共、不<sup>レ</sup>残御所之相詰候儀<sup>ニ</sup>御座候、長州戦争之儀は、薩州・越前・雲州・井伊・土州等大打合<sup>ニ</sup>相成候由、同日昼後<sup>ニ</sup>至り、追々散乱、八ッ時比天竜寺え引退候、出火之儀は追々火勢猛烈<sup>ニ</sup>相成、北東風<sup>ニ</sup>而寺町通松原辺<sup>ニ</sup>東側ハ残候由、仏光寺焼失、東本願寺同様、西ハ四条通辺<sup>ニ</sup>而堀川迄焼抜、上ハ中立売より西堀川辺迄、丸太町通・三条通ハ凡新町辺迄、寺町御門より下え此通東側<sup>ニ</sup>而少々残所有<sup>レ</sup>之、又河原町通長州屋敷両側共焼失之由、夫より下ハ蛸

薬師通辺迄、西側計、右は廿日昼後追々焼広かり大火<sup>ニ</sup>相成、翌朝鎮火いたし、砲声ハ廿日夕景迄相聞候。翌廿一日朝御所辺追々静<sup>ニ</sup>相成候(中略)

○甲子七月十九日兵火烧失

洛中町数 八百拾壹丁 村方 壹ヶ所  
 竈土数 貳万七千五百拾七軒  
 土蔵 千三百拾六ヶ所  
 寺社塔頭 貳百五拾三ヶ所  
 寺社境内建家 百五拾五軒  
 寺社境内小屋 五拾九軒  
 芝居小屋 貳ヶ所 辻打小屋 貳ヶ所 橋之敷 四拾ヶ所  
 御領屋 七ヶ所  
 諸侯屋敷 四拾ヶ所 堂上方 十八ヶ所  
 堂上方抱屋敷 三軒  
 東本願寺・仏光寺・曇華院宮  
 髪結床 百三拾四軒 非人小屋 壹ヶ所  
 穢多村 三ヶ所 同小屋にして四百四拾三軒

右類焼<sup>ニ</sup>相成候、去ル七月十九日朝五ッ時より長州屋敷え火を掛、御所近辺大筒鉄砲<sup>ニ</sup>而火ヲ付、北御所近辺、東ハ寺町限り、南ハ御土居敷際、穢多村、塩小路村迄、西ハ東堀川限り<sup>ニ</sup>而御座候。誠<sup>ニ</sup>稀成大火同廿日九日一夜、廿一日五ッ時<sup>ニ</sup>火鎮り申候

### 大火と都市の変貌

正行院所蔵 東塩小路 元治元年「一八六四」七月  
 村文書 若山要助日記

十九日、今朝早天往来人の噂有<sup>レ</sup>之、右は今曉丑ノ刻比長州人人數ハ不<sup>レ</sup>相知<sup>ニ</sup>候へ共、伏見街道より入京可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>而、砂川辺迄押登り候処、右砂川御固メ濃州大垣戸田殿人夫を以、長州人防禦<sup>ニ</sup>相成、双方より大筒鉄砲打合<sup>ニ</sup>相成候処、然ル処長州方彼所<sup>ニ</sup>及び、何んとなく散乱致候<sup>ニ</sup>付、戸田様手柄<sup>ニ</sup>相成候由申候、然<sup>ニ</sup>卯ノ頃より前ノ町敵味方相知<sup>ニ</sup>候へ共、甲冑<sup>ニ</sup>而数百人旗馬印押立、馬上ながら拔身鎧を携、南をさして押下り、又ハ押登り、誠<sup>ニ</sup>昔戦国の折しもかくやらんと心も身もふるひ出し、如何相成へくと安き心ハなくあなじ候処、暫く有<sup>レ</sup>而御所辺と思しき処、鉄砲大筒の音敵しく聞へ、すハこそ軍さ始りしと思ふ内、刻限ハ辰ノ刻、河原町三条長州屋敷<sup>ニ</sup>火の手上り候<sup>ニ</sup>付、上辺之町人男女雑具つゞら持運ひ、上を下へとかへし、大混雜<sup>ニ</sup>相成、其中<sup>ニ</sup>大筒鉄砲の打合有<sup>レ</sup>之、鎧武者の死人夥しく有<sup>レ</sup>之、京中之貴賤老若男女かまはず泣き叫び、東西男(南)北<sup>ニ</sup>迷ひ廻り、誠<sup>ニ</sup>二目もあてられぬ事共なり、然ル<sup>ニ</sup>右火の手ハ少し鎮り方<sup>ニ</sup>相成候処、又候御所辺<sup>ニ</sup>火の手上り、北風烈しく吹出し、段々と火広り、三ッ四ッの火の手と相成候、然ル<sup>ニ</sup>又候当所より南<sup>ニ</sup>火の手打上り、是は伏見長州屋敷なり、彦根候御人数を以、右

屋敷大筒ニ而焼打之由也、因レ之彼方此方の火の手を見て皆々途を失ひ候而、気ぬげのことく相成候へ共、先々当時入用の衣類共を筵包ミニ致し、銘々之御地頭様札名前記し、腰ニ詰(結)付、すハと申ハ逃出ん易(用)意致し候へ共、伏見・山科・丹波とも御固メ敵しく候而、一人も不レ通由ニ付、不レ得ニ止事一止り候、其内ニ上辺より追々と諸道具持来り、裏の烟藪の中積重ね候、依レ之内の諸道具等も、烟藪へ持出し、火を防く構へのみに相掛り候処、段々と南へ焼下り候、然ル処已の刻頃ニ珍ら敷も伊予の国大州加藤之御分家同新谷之藩中仲村新左衛門殿舎弟、同苗碩藏殿久々ニ而入来有レ之、右仲村家は、昔享保年中迄当村之代々住人ニ而、往古已来之重縁ニ有レ之候、若山仲村之間柄ニ候処、三十年計り程音信を不レ通候処、(中略)同藩寺井庄九郎殿・小泉静満殿・仲村碩藏殿・岡田才次郎殿・宮脇小源衛門殿同伴ニ而、上下中式人ニ而御幸町通六角ニ下宿有レ之処、右騒動ニ付右場所ニ止宿難レ叶義ニ依而、当家一宿之義を被レ相頼候ニ付、止事を不レ得当節ハ侍浪士老人も止宿致間敷御触状有レ之ニ付、其段当役庄藏殿え届ニ参り候所、右国性(姓)名を書附ニ而、方内松尾迄届置候間、止宿不レ苦趣申上呉候ニ付、先安堵いたし、其趣申入無レ余儀一宿貸渡し候。其内日も暮ニ及び、火勢増々強く相成、六角辺一面の火となり、西ハ西ノ洞院、東ハ河原町辺なり、其中ニ大筒鉄炮之音ハすさまじく夜通シニ騒ぎ立のミなり、程なく明渡り候

其町内ハ申ニ不レ及、南六条境内其外七条新院等、当村不動堂ハ勿論、西九条村、東寺村、六条村迄銘々丸太或ハ農道具を携へ、我ニ火を防ぎ候へ共、又候大筒打込へき様子相見へ候ニ付、無レ是非一打捨引取候、依レ之因幡堂も焼失ニ及び、段々南へ焼出候、然ル処、午の刻比、右大筒を真先ニ引立、甲冑武者五百騎計、前之町下え引上通候、右ハ会津侯之軍勢也、其内より老人之武者被レ申候義ハ、最早是迄ニ而大筒鉄炮ハ打込候ニ付、手柄次第ニ打消しべしと被レ申候ニ付、又候銘銘棒丸太を持行、魚ノ棚通ニ而或三軒計打砕き、爰を限りと働けども、増々北風強く、終ニ六条御殿ニ火移り候ニ付、今は是迄なりと其処を引取、七条之南ニ而又候打砕き候へ共、大堂え火移り候ニ付、今は我家大事と銘々引取、家の棟に押上り、まくれ来る火勢を命限りに追返し、或ハ竜吐水ニ而打消し、爰を最後と防候処、漸々未ノ半刻比ニ火鎮り方ニ相成候へ共、猶も下火を打消、申ノ刻比ニは、此辺ハ漸々鎮り、前ノ町ハ河吉殿迄焼失、又南へ飛火ニ而、大み屋借屋隣山科屋番小屋焼失、其外残る藪ノ内ハ無事、然ルニ七条通え木津屋橋、西不動堂残らず焼失、東は七条内浜より六条村焼抜、七条新地不レ残、松明殿車之小家焼失ニ及び、猶又申ノ刻比西ノ方ニ大筒音聞へ候ニ付、西ノ方を見候処、火の手立登り何くならん思ふ、噂ニ嵯峨天竜寺之由申候、扱其夜も藪ニ而夜を明し候、伊予之客人は、其夜河原ニ而野宿被レ致、翌廿一日国本え被レ引取一候

其上え車輪如き火数かきりなり(ママ)降来り、山のことく積上たる道具煙付、其上魔風吹をこり、煙付たる諸道具舞上、大空え吹上きりく舞で、何く共なく散行候、誠ニ見るもおそろしく事は、言語ニのべがたき事共ニ候、是ハ昨廿日の事なり

**総合庁舎の小学校**  
京都学校の取調書 明治七年「一八七四」一月  
十、火防ノ諸器械ヲ備へ置キ、区内ノ壮丁ヲ点シ火災ヲ防カシムル事

**洛外への拡大**  
平家物語 卷七 [平安時代]  
平家都を落行に、六波羅・池殿・小松殿・八条・西八条以下、一門の卿相・雲客の家々廿ヶ所、付々の輩の宿所々々、京白河に四五万間の在家、一度に火をかけて皆焼払ふ

**市中景観の変貌**  
清癡眼抄 [平安時代]  
一、大焼亡の事  
後清録記に云く、安元三年丁酉四月廿八日丁酉、天晴る、今日亥の刻、焼亡す  
積百十余町  
先ず大学寮、次いで応天門并に東西楼、此の間に真言院焼亡す、応天門より会昌門に移り、次いで大極殿に移る、其の間に東西廊焼亡、大極殿焼亡、神祇官・大膳職共に焼亡、此の間、又式部省・又民部省焼亡、又右兵衛府・典業寮門等の四



足焼亡す、此の後朱雀門焼亡す

勸学院・大学寮但し廟堂并に門許は残る所なり同時に焼亡す、大内の結政・一本御書所・陰陽・大炊寮・官庁等の財は遁れ了んぬ、中和院は先来焼亡す

惣じて火災に遭う公卿・侍臣等

関白殿御所錦小路の南、大宮の東、此の間松殿は北政所の御所に御坐すなり火の間御出あるなり

内大臣御所五条坊門、万里小路の西角、寝殿は此(檜)皮を葺く。自余の屋は飯葺、長押・足固は板敷、未だ移徙せられず

大納言実定卿三条の南、西洞院西町の御所、彼生西洞院の西

大納言実国卿舞公と同宿たり、油小路の西

大納言隆季卿四条の北、大宮の東町に坐さる、匣の西、四条の南、西に門

二位中将兼房卿大宮西の掣君と同宿

大納言邦綱卿綾小路の南、西洞院の西の角

中納言資長卿綾小路の北、西洞院

别当中納言忠親卿三条の北、堀川の西の角

中納言雅頼卿三条の南、猪熊の東の角

藤中納言実綱卿五条の南、大宮の西の角

右大弁三位俊経卿六角の南、大宮の西の角

藤三位俊盛卿四条の南、朱雀の西の角の町

已上十三家なり

侍臣尋ね記すべし

大夫史降職宿禰綾小路の南、壬生の西

檢非違使

别当忠親卿

権佐光長朝臣俊経卿の舞公同じく南宅なり、当時五条坊門の東洞院に坐さる

同じく焼亡し了んぬ

志資成押小路の南、大宮の東の角

重成四条坊門の北、大宮の西の面

府生経弘六角の北、大宮の東の面

兼康資成の東

此の外、然るべきの人の家、毛拳に違あらざ

### 市中景觀の変貌

方丈記

〔平安時代〕

予、ものの心を知れりしより、四十あまりの春秋をおくれるあひだに、世の不思議を見る事、やゝたび／＼になりぬ、去安元三年四月廿八日かるとよ、風烈しく吹きて、静かならざりし夜、戌の時許、都の東南より火出でて来て、西北に至る、はてには朱雀門・大極殿・大学寮・民部省などまで移りて、一夜のうちに塵灰となりぬ

火もとは、樋口富の小路とかや、舞人を宿せる飯屋より出でて来たりけるとなん、吹き迷ふ風に、とかく移りゆくほどに、扇をひろげたるがごとく末広になりぬ、遠き家は煙に咽び、近きあたりはひたすら焔を地に吹きつけたり、空には灰を吹き立てたれば、火の光に映じて、あまねく紅なる中に、風に堪へず、吹き切られたる焔、飛が如くして一、二町を越えつゝ、移りゆく、その中の人、現し心あらむや、或は煙に咽びて倒れ伏し、或は焔にまぐれてたちまちに死ぬ、或は身ひとつ、からうじて逃るるも、資財を取出るに及ばず、七珍万宝さながら灰燼となりぬ、その費え、いくそばくぞ、そのたび、公卿の家十六焼たり、ましてその外、数へ知るに及ばず、惣て都のうち、三分が一に及べりとぞ、男女死ぬるもの数十人、馬・牛のたぐひ辺際を不し知

人の営み、皆愚かなるなかに、さしも危ふき京中の家をつくるとして、宝を費し、心を悩ます事は、すぐれてあぢきなくぞ侍る

### 市中景觀の変貌

清癡眼抄

〔平安時代〕

後清録記に云く、治承二年戊戌四月廿四日戊子、夜半許、七条北、東洞院東の中許の洞院南焼亡す、西南方より起り北小路南辺を限る、南は七条南、東洞院西角、故家経卿の御堂所八条坊門、朱雀大路に至るまで焼けたんぬ、北小路南辺は朱雀大路、七条大路に至り、南北は東洞院より朱雀大路に至り、灰燼となり了んぬ、世人、次郎焼亡と号す、太郎は去る年四月廿八日、大極殿に至るまで焼亡と云々、是、辰の時に至りて焼くる所なり、予、八条太政入道殿御所に馳せ参ず、参入の人渾々なり、左権佐光長、白羽矢を帯びて向わる、且つは白河殿御所八条の北、大宮の西なりに参ぜらる所の火長二人、一人は白羽の矢を帯び一人は□を差す奏あるべきや否やの由、筈を以て火丁の子に尋ねらるに、尤も奏あるべきの処、奏事なしと云々、陵遅の因縁歟、又、大理の御下知あるべき歟、予、重服の物具を具さざるの間、帰り畢んぬ、参ずるの官人、白河源大夫尉康綱・博士尉基広・源尉季貞、志□の袴の結を上ぐるは不審なり、当時二位殿御所太政入道殿の御所なり奔走の故歟

上京焼打ち

御湯殿上日記

〔南北朝・室町・安土桃山時代〕

きやうちう(京中)にはかに大やけにて、かみきやう(上京)うちの(野)になる、のふなか(信長)、むらゐ(村井貞勝)

みまいにまいる、この御所の御あたりはかたく申しつけてめて(目出)たし

### 守護分離と明徳の乱

(興福寺の資料)

〔南北朝・室町・安土桃山時代〕

山名奥州(氏清)守護職を給わり入部す、山城国堂舎仏闍民屋等、多く焼失破壊すと云々

### 焰のなかの都

応仁略記 下

〔南北朝・室町・安土桃山時代〕

畠山の其名は二つに残るとも、立入屋形の跡を見れば、灰燼と成れる焼野には人跡絶て滅亡せり、今迄は回祿の沙汰を逃れしに、彼方五町十町の間には、鳥類の外は通ふ類ひも見えざりけり

### 焰のなかの都

建武年間記

〔室町時代〕

口遊、去年八月二条河原落書云々、元年歟此比都ニハヤル物、夜討強盜謀論旨

(中略)

町ゴトニ立篝ハ、荒涼五間板三枚

幕引マハス役所鞆、其数シラズ満ニ(タカ)タリ

諸人ノ敷地不<sub>レ</sub>定、半作ノ家は多シ

去年火災ノ空地共、クワ福ニコソナリニケレ

適ノコル家々ハ、点定セラレテ置去ヌ

非職ノ兵仗ハヤリツ、路次ノ礼儀辻々ハナシ

花山桃林サビシクテ、牛馬華洛ニ遍満ス

### 四条河原の変貌

月堂見聞集

〔江戸時代〕

右火元の儀、菊之丞・佐十郎芝居の際より出候に付、兩人火論不<sub>レ</sub>聞、両芝居ともに遠慮被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候

### 京の大火と町の変貌

天明大変実録

〔江戸時代〕

四条川東団栗図子新道東南角近江屋善兵衛といへる人の居宅裏の方明家より火出、直様北側へ焼付、暫時に川端まで焼ぬけ、夫より川端を上へ焼上り、団栗図子より一町程北より焼止ル、夫より新道通を焼下り、団栗図子より半町程南ニ而屯町程の間、建仁寺町へ焼ぬけ、尤蛭子社より半町程北ニ而焼止ル、夫より新道通東側を下柳図子北側まで焼下る、然ルに蛭子社とも社南隣町家老軒不<sub>レ</sub>思儀ニ焼残る、夫より晴明図子西側を松原迄焼下り、但晴明社并同社東の方小屋老軒焼残る、夫より新宮川筋東側を五条迄焼下り、夫より五条通南がわを東へ伏見海道まで焼、尤南角限ニ而焼止、夫より鞆町東側二三軒程焼下り、西側は五六軒程ニ而焼止り、夫より西の方問屋町東側五条ヨリ南十軒計ニ而焼止、西側ハ五条より半町計南にて焼止ル、夫より西ハ大川也、夫より五条橋東西とも十間計ハ無<sub>レ</sub>別条一、中ノ間にて三十間程橋半分北ノ方ニて焼落る、然ル(に脱カ)五(条)橋の下此(北カ)の方中嶋方南ニ而町家四五軒焼残る、西橋詰日小屋に(はカ)不<sub>レ</sub>残焼、夫より高瀬川西側を市姫図子北側まで焼下り、但高瀬市姫図子南西角小家一軒焼、夫より市姫社も焼、裏寺町東側を上ノ口迄焼下り、夫より上ノ口南側土手町ノ角より西へ下寺町まで焼、夫より下寺町東側を枳殻馬場裏のち迄焼、夫より下専

町枳殻西北角小家一軒焼残り、夫より枳殻馬場北側を□□□

□(西へ間のカ)町迄焼、夫より間の町東かわを焼下り、但

半町程下ニて焼止り、西側ハ中之珠数屋町迄焼下り、夫より中の珠数屋町南側を烏丸東本願寺迄焼、尤東洞院并ニ不明門通ハ中の珠数屋町を十軒口程焼下る、東本願寺ハ南の方築地

屋根迄焼、十九ヶ所之士蔵の内拾三ヶ所焼失、西南の方ニ而坪の内亭杯焼残る、且不<sub>レ</sub>思儀ニ勸化所并ニ烏丸通上下之門焼

のこる、尤南築地の外町家無<sub>レ</sub>別条一、夫より新町通ハ両側

共北小路上ルニ三軒目ニて焼止ル、夫より御前通南側を西洞院東側へ焼、但仏具屋町ハ御前通より半町程焼下り、西洞院

より東中筋を御前通北側限ニ焼下り、御前通南側と醒井迄焼

但東中筋西側ハ、御前通より半町程焼下ル、油小路并に西中

筋ハ北小路裏手を焼、夫より西本願寺ハ祖師堂・阿弥陀堂并

祖師堂の門ハ無<sub>レ</sub>別条一、表側の築地并ニ阿弥陀堂の門察所・

勸化所・太鼓の番屋ハ焼、乍<sub>レ</sub>然醒井通北の方門ハ焼残ル、

尤太鼓ハ相退し由、夫より本国寺ハ火移り、大宮迄焼ぬけ、

但本国寺境内ニ而番神堂の拝殿・浴室・経堂・塔頭一軒、大

宮の門焼残ル、夫より大宮通西側を焼下り、土橋北詰ニて焼

止る、但、土橋ハ丹波口より一町程南ニて、夫より西、一貫

町丹波口より老町程南ニて焼止ル、夫より西、片原町迄焼ぬ

け、尤、丹波口より一町・程南ニて焼止ル、是より西ハ野な

り、是より北小堀屋敷程迄焼ぬけ、則中堂寺町・西寺町・壬

ニ而大形焼、夫より北ハ御城御門番間宮孫四郎殿御役宅、小林弥兵衛殿役宅無<sub>レ</sub>別条、依<sub>レ</sub>之間宮殿御役宅ハ西御役所と成、小林殿御役宅ハ東御役所と成、夫より新屋敷塀の外、西南角城の越といふ小屋飛火ニ而焼、夫より新屋敷之内西の通を焼上り、伊賀屋敷の門計焼、同門前車待といふ小屋へ火移り、夫より下立売七本松西へ入南側角妙教(菴)寺へ火移り、夫より向側浄円寺へ移り、夫より北正月院・大応寺・極楽寺・観音寺・福寿院・正覚寺迄不<sub>レ</sub>残焼る、但表側門塀無<sub>レ</sub>別条、夫より西裏藍屋図子大円寺へ火移る、是迄ニ而焼止る、尤町家無<sub>レ</sub>別条、其外千本通より西ハ無<sub>レ</sub>別条、二軒屋敷・八軒屋敷・御蔵屋敷・出世稲荷杯無<sub>レ</sub>別条、夫より御城御本丸・西ノ御門・乾巽角櫓式つ、此(北)の方にて塀式間宛四ヶ所焼残、御城馬場之番所不<sub>レ</sub>残焼る、并に馬場乾の角屋敷彦軒焼、夫より諸(所)司代御屋敷、堀川より日暮通まで不<sub>レ</sub>残焼、但□(鏡カ)の下諸司代長屋焼残る、乍<sub>レ</sub>然、日暮通西側のうらの方にて、長屋少々并ニ柵門焼、夫より日暮通西側を上へ、下立売迄焼、尤是より西ハ、桃木原也、夫より下立売南側と西へ土屋町ヨリ拾間計にて西にて焼止り、夫より土屋町南側、焼上る、但、土屋町といふハ千本と浄福寺通との間、出水より上長者町まで式町の間、夫より浄福寺通西側と中筋迄焼上り、中筋より今出川迄半町間ハ、浄福寺通東側限ニ焼、尤今出川浄福寺西南角西北角無<sub>レ</sub>別条、夫より浄福寺通今出川上ル西側二軒目より上へ五辻迄焼上ル、但五辻通ハ、浄福寺より六軒計西へ焼、夫より浄福寺通西側を上の野迄眺(焼)ぬけれ、租(但カ)浄福寺通ハ寺之内ニ而行当り有<sub>レ</sub>之候へハ、横之通千本町廬山寺通とも、枕町の東ノ裏浄福寺通西側之筋程焼上ル、尤枕町南側も無<sub>レ</sub>別条、西社町西の方ニ而六七軒焼残る、夫より七の社西北ノ辺野迄焼ぬけ、乍<sub>レ</sub>然七ノ社之北の方にて町家一軒焼残る、又堅社町東の方にて三軒残る、西側二(北カ)ノ方ニ而半町程、并ニ御旅所南側へ引廻し焼残る、御旅町北側も西ノ方にて三軒焼残る、夫より今宮の御旅所并ニ東の方亀の宮焼、但水車焼残る、凡大宮ヨリ寺町迄ハ北の野迄焼ぬけ、尤浅野稲荷も焼、乍<sub>レ</sub>然瑞光庵焼残る、夫より水火天神も焼、不思議ニ天神図子興正寺之本堂、并ニ寺内大宮東へ入ル町妙蓮寺之鐘楼、浄福寺通五辻上ル町本降寺本堂、小川上立売上ル町本法寺裏門、妙覚寺、妙頭寺之墓所、釈迦堂焼残る、妙覚寺西ノ方水車焼、妙覚寺東ノ方裏門焼のこる、新町頭小山之茶屋も焼、夫より室町頭目貫□ノ門焼残る、名木の松并ニ名□屋敷残らず焼、乍<sub>レ</sub>然□□少々出ル、夫ヨリ東相国寺本堂塔頭彦軒焼残る、夫ヨリ上御霊本社末社絵馬舎無<sub>レ</sub>別条、社家之宅、西之梅香門焼、夫より鞍馬口寺町西へ入町閑臥庵并ニ東ノ方五(御)所八幡焼残る、夫より上御霊南ノ門前馬場町并ニ馬場町上ル二階町焼残る、夫より相国寺東の方塔の壇藪の下町半分程焼残る、但此町阿野様屋敷焼残る、寺町通ハ上鞍馬口上善寺ヨリ下、松原永養寺迄、本院不<sub>レ</sub>残焼失、乍<sub>レ</sub>然焼残之寺も有<sub>レ</sub>之、左ニ記、尤寺町より東御土居之敷ニ而焼止り、寺町御霊の馬場下ル一条(乗)寺宮様御自坊半焼、并其隣広橋様無<sub>レ</sub>別条、其隣松平越後様屋敷門計焼、内の方焼残る、其南歎喜寺無<sub>レ</sub>別条、其南隣正聖寺宮様御寺焼残る、夫より阿弥陀寺・十念寺・本満寺右三ヶ寺鐘楼焼残る、尤此辺、東ハ御土居敷ニて焼止る、夫より寺町石薬師と本祥寺無<sub>レ</sub>別条、西側六条様裏門焼残る、寺町広小路上ル浄花院鐘楼焼残る、南隣廬山寺門方焼残る、西側醍醐様裏門焼残る、夫より広小路町東へ入南の方御付組屋敷少々焼残る、夫より寺町荒神口上ル御組頭屋敷并御付水原殿屋敷門計焼残る、荒神口通北側水原殿屋敷東隣町家四軒焼残る、夫より東百万遍屋敷不<sub>レ</sub>残焼、但稲荷社不思議ニ焼残ル、夫より寺町荒神口下ル町勘使屋敷并ニ御付三枝殿屋敷、勘使屋敷東隣愛宕様屋敷焼残る、夫より清荒神社焼残、「<sub>レ</sub>」油小路様屋敷無<sub>レ</sub>別条、南の方妙覚寺焼残る、夫より梶井様屋敷不<sub>レ</sub>残焼、乍<sub>レ</sub>然御境内天神社并ニ東ノ方料理茶屋焼残る、且又御所ニ而公家方門計焼残る、御所まへ相見へ寺町丸太町上ル中井(主脱カ)永(水)屋敷より南へ不<sub>レ</sub>残焼、但二条寺町妙満寺境内番神堂、誓願寺境内ニ而門四ヶ所、蛸薬師寺内にて墓所・小堂、大竜寺図子ニ而門三ヶ所、四条寺町春長寺并天社焼残る、丸太町ヨリ三条迄大河迄焼ぬけ、三条御制札掛場も焼、但三条橋無<sub>レ</sub>別条、夫より川端ヲ焼下り、先斗町も車道ヨリ一町程南にて焼止ル、但高瀬西かわハ下迄不<sub>レ</sub>残焼。乍<sub>レ</sub>然土佐殿屋敷ハ、不思議焼残る、西石垣町善四郎橋より北へ、先斗町不思議と焼残る也、二条新地ハ飛火ニ而焼、西ハ大川限、北ハ相摸場野はづれにて焼止ル、乍<sub>レ</sub>然杉本町東側北の方ニ而町家四軒并ニ築山町ニ而町家二軒焼残る、但稲荷社并ニ花表も不思議ニ焼残る、東ハ新間之町西側ヨリ(仁)王門迄焼下り、夫より二王門通北側(ヨ脱カ)リ西へ新柳馬場迄焼、夫より新柳馬場を二王門通下ル南側二軒程テ焼止ル、夫ヨリ西、新鳥(丸脱カ)小路東側半町計南にて焼止り、西側ハ下ヨリ五、六軒計ニテ焼止ル、夫より西、大川迄檀王裏町北側裏の方迄ニテ焼止ル、尤裏町へ焼出<sub>レ</sub>申無<sub>レ</sub>別条

大火と都市の変貌

知恩院日鑑

〔江戸時代〕

御所御築地内ヨリ飛火ニ而、去六日昼九ツ過時分ヨリ類焼、中立売烏丸西入町外二百二十九町、物竈数五千七百八十六軒

利害を察し、其の便地を求め、乃ち定めて橋を置かしむ

と云々

京内の構成と町の発達

日本三大実録 貞観十三年〔八七一〕閏八月十一日  
霖雨未だ止まず、東京の居人の水損に遭う者卅五家、百卅八人、西京は六百卅家三千九百九十五人、穀塩を賜うこと各差あり

都城制の変質

百練抄 長承三年〔一一三四〕五月  
近日霖雨洪水、京中の路頭、往反通ぜず、七道五畿も此の愁いあり

洪水

京中における道路と川

日本後紀 大同元年〔八〇六〕九月四日

水の浸損、微かに積みて害となる、小沢に属すも功一箇に在り、而して人の監修なく、此の多壊を致す、宜しく衛門・衛士府、左右京の堤溝を専当し、勤めて修補を加うべし

京中における道路と川

御堂関白記 長保六年〔一〇〇四〕五月十一日  
鴨河上方一条より近衛御門末に至りて落水す

京中における道路と川

小右記 長和四年〔一一〇一五〕七月十五日

今日京中殊に雨降らず、而して紙屋河・堀河・東(洞脱カ)院大路河等水大いに盈ち溢れ、人輒すく渡れず、と云々、疑うに是、河上大雨歟

京郊の河川と橋

今朝雨脚殊に甚だし、庭前の水湛る、(中略)世間の河水大出し、河原の小屋皆以て流損す、京中の堀川西洞院河大出し、流死の者ありと云々、近代此の如き洪水未曾有と云々、鴨川・桂河氾々し、人全く渡らざるなり

続日本後紀 嘉祥元年〔八四八〕八月五日  
洪水浩浩たりて、人畜流損し、河陽橋断絶す、僅かに六間を残す、宇治橋傾損し、茨田堤は往往にして潰絶す、故老僉して曰く、大同元年の水に倍すこと四五尺たるべし

市街の新展開

中右記 承徳二年〔一一〇九八〕六月二日  
去月十九日より今朝に及んで霖雨、鴨河泛溢し、河原の人家等押し流さると云々

洛外への拡大

玉葉 承安二年〔一一七二〕五月二十日  
今日洪水殊に甚だし、六波羅辺りの人家、少々流れ了んぬと云々

京外への道

文徳天皇実録 嘉祥三年〔八五〇〕九月二十三日

是より先の七月大水し、山崎橋断ず、帝おもえらく、河橋壊れ易きは水の浸嚙による、其の便地を得たらば、自ら害する所なしと、是の日詔して中納言安倍朝臣安仁・源朝臣弘・参議滋野朝臣貞主・伴宿禰善男等を遣わし、山崎に就きて以て

京郊の河川と橋

殿曆 永久元年〔一一一三〕八月二十一日  
宇治橋流れ破れ了んぬと云々、十五間と云々、鳥羽殿人人宿所・御堂等の築垣破壊さると云々、河辺の莊園、皆悉く損す

橋梁の造営と河川の修理

名月記 建仁二年〔一一〇二〕五月十三日